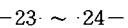
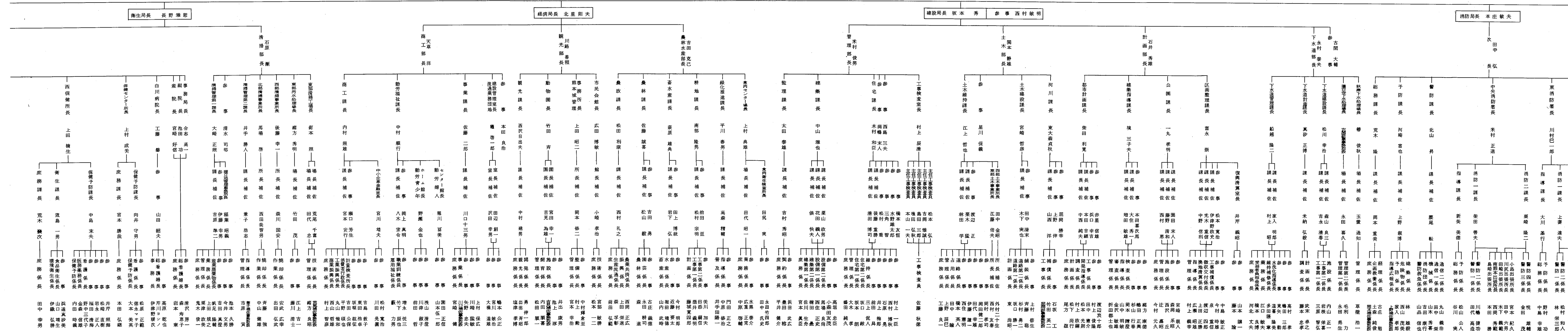


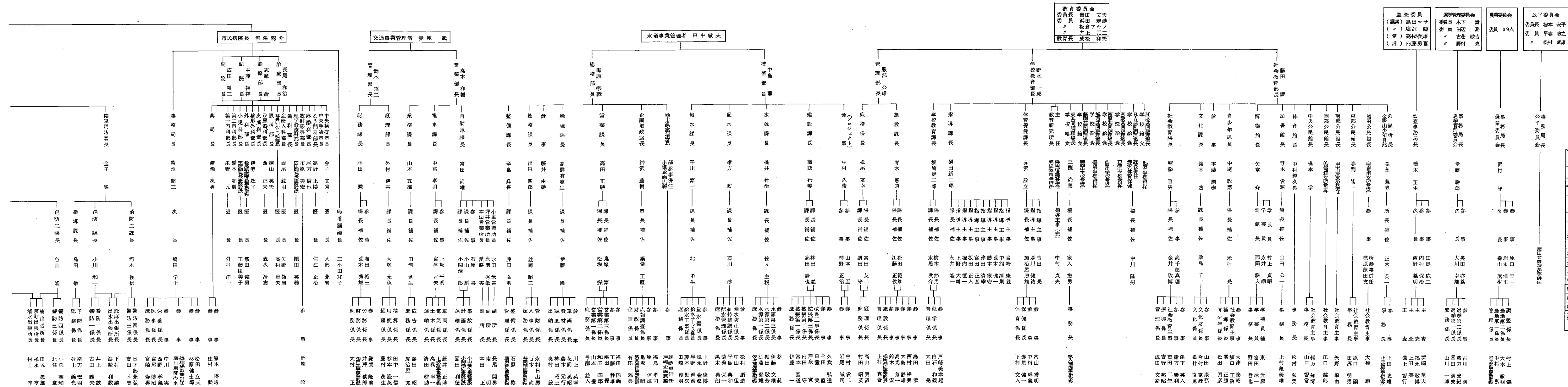
總務

1	行政機構 (人事配置) 図	23
2	歴代市長	29
3	職員数	29
4	給与	29
5	基本構想	33
6	広報・広聴	38
7	事務改善	43
8	職員研修	46
9	選挙	49
10	友好都市	53
11	名誉市民	54
12	財政	56
13	市税	61
14	開発公社	65
15	土地開発基金	66
16	新庁舎建設	66

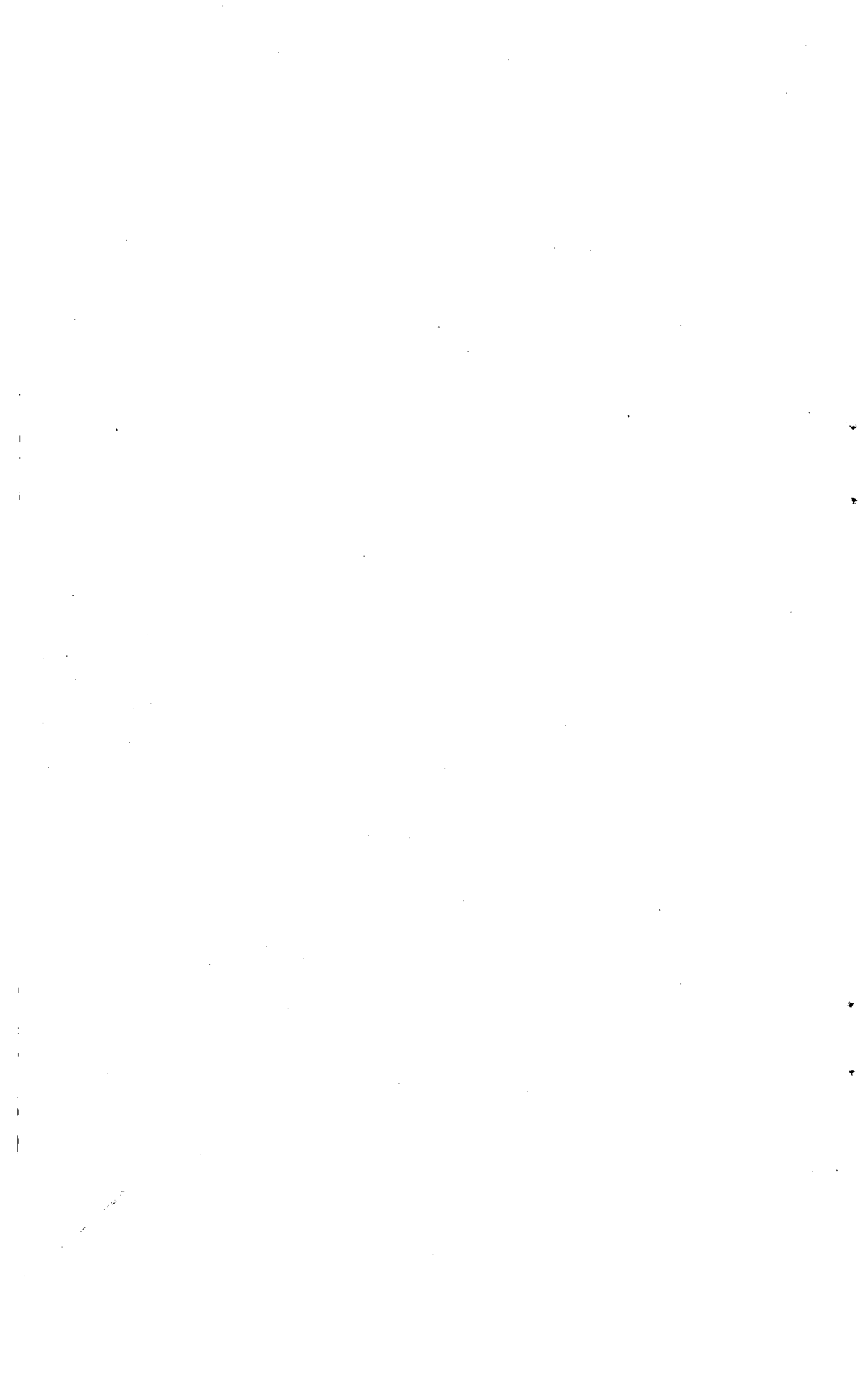
(昭55. 8. 1現在)







階層別	局相当	部相当	課相当	係相当
局別	その他			
議会事務局	1		2	5
会計室			1	2
企画広報部		1	4	8
総務局	1	4	15	38
市民局	1	3	18	42
衛生局	1	2	22	46
経済局	1	3	14	38
建設局	1	4	16	55
市民病院		1	3	3
消防局		1	12	40
交通局		1	2	6
水道局		1	2	9
教育事務局		1	3	25
監査事務局			1	1
選挙事務局			1	3
農業事務局			1	4
公平委員会事務局			1	1
計	5	6	24	151



2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	11	平野 龍起	昭 17. 6. 25	昭 20. 8. 10
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20. 10. 4	" 21. 3. 11
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3. 21	" 31. 2. 23
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 15	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 4. 7. 4	21	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 49. 12. 19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 16	22	星子 敏雄	" 49. 12. 20	" 53. 12. 19
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13	23	星子 敏雄	" 53. 12. 20	在 任 中

3 職 員 数

(昭 55. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,287	2,965	321	3,286
議 会 事 務 局	26	25	1	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	19	2	21
監 査 事 務 局	14	14	0	14
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 関 係 機 関	870	750	78	828
学 校 教 育 委 員 会 事 務 局	5	市長事務部局兼務		
消 防 局	489	487	1	488
農 業 委 員 会 事 務 局	27	18	1	19
交 通 局	592	537	54	591
水 道 局	368	325	22	347
計	5,700	5,140	480	5,620

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭 55. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	418,700 円	90,400 円	200,045 円	38歳10月	14年 5月
議 会 事 務 局	350,600	106,900	219,584	39・ 7	16・11
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	332,900	96,900	195,485	36・ 7	15・ 5
監 査 事 務 局	332,900	146,000	227,192	40・ 8	18・ 2
教 育 委 員 会 事 務 局	362,200	89,100	213,876	41・ 3	14・ 6
消 防 局	350,600	96,900	196,988	36・ 8	14・ 9
農 業 委 員 会 事 務 局	307,100	96,900	221,342	42・ 1	19・ 8
交 通 局	338,300	93,600	211,406	45・ 7	19・ 6
水 道 局	343,200	93,600	221,741	42・ 1	18・ 4
全 体	418,700	89,100	204,566	39・11	15・ 3

(2) 初任給基準

(昭 55. 4. 1現在)

職 種			等級～号俸	初 任 給	備 考
一 般 職	一 般 事 務	上 級 職	6 ～ 3	110,200 円	一般職職員給料表適用
		中 “	7 ～ 7	100,200	
		初 “	7 ～ 4	90,400	
	保 母	中 “	7 ～ 7	100,200	
		上 “	6 ～ 3	110,200	
		中 “	7 ～ 7	100,200	
	一 般 技 術	初 “	7 ～ 4	90,400	
		上 “	6 ～ 3	110,200	
		上 “	6 ～ 3	110,200	
	薬 剤 師	上 “	6 ～ 3	110,200	
	獣 医 師	上 “	6 ～ 3	110,200	
	栄 養 士	上 “	6 ～ 3	110,200	
	X 線 技 師	中 “	7 ～ 7	100,200	
	衛生検査技師	中 “	7 ～ 7	100,200	
職	保 健 婦	上 “	6 ～ 3	110,200	一般職職員給料表適用
	助 産 婦	上 “	6 ～ 3	110,200	
	看 護 婦	高等看護学院卒	7 ～ 9	106,900	
	准 看 護 婦	准看護養成所卒	7 ～ 3	87,800	
消 防 職		高 校 卒	7 ～ 1	96,900	消防職員給料表適用
医 療 職		大 学 院 卒	4 ～ 9	191,300	医療職員給料表適用
		大 学 卒	4 ～ 2	132,800	
教 育 職	高 校 教 諭	大 学 卒	2 ～ 3	103,600	教育職給料表(1)適用 各々採用時12月短縮を含む
		短 大 卒	3 ～ 5	89,800	
	幼 稚 園 教 諭	大 学 卒	2 ～ 5	102,900	教育職給料表(2)適用 各々採用時12月短縮を含む
		短 大 卒	2 ～ 2	89,100	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	721,000 円	昭 54. 4. 1	696,000 円	昭 53. 4. 1
助 役	572,000	“	552,000	“
収 入 役	515,000	“	497,000	“
常勤監査委員	404,000	“	384,000	“
企業管理者	430,000	“	415,000	“
教 育 長	355,600	昭 55. 7. 1 (一般職職員1等級適用)	350,600	昭 54. 7. 1

区 分			現 行 報 酬 額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委 員 長	月 額	78,000円	昭55.4.1	75,000円	昭54.4.1
	委 員	月 額	47,000	"	45,000	"
監 査 委 員	知識経験を有する者のうちから選任された	月 額	78,000	"	75,000	"
	監 査 委 員 (非 常 勤)					
公平委員会	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額	33,000	"	32,000	"
	委 員 長	月 額	38,000	昭55.4.1	35,000	"
選挙管理委員会	委 員	月 額	38,000	"	35,000	"
	委 員	月 額	32,000	"	30,000	"
投票管理者及び開票管理者	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額	5,000	昭54.4.1	4,000	昭50.4.1
	1回につき	6,000	"	5,000	昭52.7.10	
選挙立会人、開票立会人及び選挙立会人	1回につき	6,000	"	5,000	"	
	1回につき	5,000	"	4,000	"	
固定資産評価審査委員会委員	日 額	5,000	"	4,000	昭50.4.1	
	月 額	38,000	昭55.4.1	35,000	昭54.4.1	
農業委員会	副会長、部会長及び副部会長	月 額	32,000	"	30,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額	29,000	"	27,000	"
農 業 委 員 会	(そ の 他 の 委 員)	月 額	(27,000)	(昭54.4.1)	(22,000)	(昭51.10.1)
	婦 人 相 談 員	月 額	67,600	昭54.4.1	65,000	昭53.4.1
家庭相談員	月 額	67,600	"	65,000	"	
	月 額	67,600	昭55.4.1	65,000	昭54.4.1	
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員			(1)日額5,000円以内において市長が定める額。 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める 場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭54.4.1	年額40,000円 以内 月額6,000円 以内 又は日額 4,000円以内 において市長 が定める額	昭50.4.1
農 業 共 済 損 害 評 価 会 委 員			年 額	7,500	昭51.10.1	6,000
防 災 会 議 委 員			日 額	4,000	"	3,000
水 防 協 議 会 委 員			日 額	4,000	"	3,000
建 築 審 査 会 委 員			日 額	4,000	"	2,500
土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員			日 額	4,000	"	3,000
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000
保 健 所 運 営 協 議 会 委 員			日 額	5,000	"	4,000
結 核 審 査 協 議 会 委 員			日 額	5,000	"	4,000
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員			日 額	5,000	"	4,000
住 居 表 示 審 議 会 委 員			日 額	4,000	昭50.4.1	2,500
都 市 計 画 審 議 会 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000
公 害 対 策 審 議 会 委 員			日 額	4,000	昭50.4.1	2,500
社 会 教 育 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000
博 物 館 協 議 会 委 員			日 額	5,000	"	4,000
福 祉 事 務 所 嘱 託 医			月 額	40,000	昭50.4.1	36,000
体 育 指 導 員			年 額	10,000	"	8,000
文 化 財 保 護 委 員			日 額	4,000	昭51.10.1	3,000
青 少 年 問 題 審 議 会 委 員			日 額	3,000	昭50.4.1	2,000
青 少 年 補 導 委 員			1 回	2,500	昭51.4.1	2,000
学 校 医 (歯 科 医)			年 額	58,000~ 72,000	昭50.4.1	50,000~ 67,000
学 校 薬 剤 師			年 額	47,000	"	40,000

(4) 旅 費

(昭54. 4.28適用)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
					甲 地 方	乙 地 方	
号				円	円	円	円
1	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ つては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃、	2,500	12,500	11,300	2,500
2	企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃。	1,900	9,900	8,900	1,900
3	4等級及び5等 級の職務にある 者	賃及び特別車両料金 を徴する客車を運行 するものによる旅行	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4	6等級の職務に ある者	をする場合には、特 別車両料金					
5	7等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほか特別急行
料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該職務の等級及び一般職職員給料表の適用を受けない
者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和60年を目標年次とする。

(3) 発展の方向

ア 地位と役割

本市は、九州中央の歴史ある城下町として知られ、行政、教育、経済の管理都市として繁栄してきた。

近年、産業経済の発展と交通通信網の発達は、日本列島の様相を一変しつつあり、わが国は、高速化、都市化、情報化、そして国際化の時代と呼ばれる新しい未来に向って大きな転換を遂げようとしている。

このような情勢変化は、とかく開発が遅れがちであった九州に、浮上の好機をもたらそうとしており、従ってまた、本市は、その位置的有利性と、土地、労力等の発展可能性をエネルギーとして新たに飛躍の時期を迎えようとしている。

ここに本市は、開発の始動条件の整備、資源の活用、管理諸機能の充実および環境の保全をはかり、地域開発の主導的使命を果たし、市勢の伸展と市民福祉の増進に努め、もって健康で明るく、豊かな、そして平和な市民生活の実現を目ざすものである。

イ 将来の展望

① 人口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定される。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は、約30万人、その産業別構成は、第1次産業2%、第2次産業32%、第3次産業66%と推定される。

ウ 都市像

本市将来の振興発展の方向と目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい福祉都市

豊かな緑と水を生かして生活環境を整備し、積極的な社会開発により社会福祉を充実し、安全で平和な、健康で明るい生活を享受できる福祉都市を建設する。

② 風格ある文教都市

美しい自然と伝統にはぐくまれた文化をより香り高いものとし、学術機能の集積を高め、平和に寄与し国家社会に貢献する人間を育成する風格ある文教都市を形成する。

③ 活力にみちた中枢管理都市

交通通信施設の整備を基幹に、情報の交流を高め、産業経済の繁栄をはかり、行政的および経済的管理諸機能の拡充強化に努め、活力にみちた中枢管理都市としての発展をはかる。

エ 土地利用構想

本市の恵まれた自然環境と九州中央の拠点という立地条件をふまえつつ、機能的な都市活動を強化し、

健康で文化的な都市としての調和ある発展と秩序ある形成を目ざして次のように地域の用途を区分する。

① 住居用地域

中央および東部・北部の適地ならびに西部・南部の一部を主たる住居用地域とする。

住居用地域については、すぐれた居住環境の確保に努める。

また、適当な地区を文教地区に指定して学校施設の環境保全をはかる。

② 商業用地域

交通至便な都心部および各地区の拠点となるような市街地を商業用地域として商業の振興をはかり、都心部については、必要な地区を高度利用地区に指定し、都心機能の更新をはかる。

なお、適地を選び流通業務地区に指定し、物的流通施設の整備をはかる。

③ 工業用地域

臨海部および内陸部の適地を選んで工業用地域とし、工業の集中的活動地域としての整備をはかり、散在する中小工場の団地化および都市型工業の立地を促進する。

④ 農業用地域

その他の地域は、おおむね農業振興地域とし、農業基盤の整備と優良農地の保全に努める。

(4) 施策の大綱

ア 市民生活

市民生活の安定・向上をはかるため、次の施策を積極的に進める。

① コミュニティー

コミュニティー施設を適正に配置し、この施設における市民相互の接触と活動をととして、自治意識の高揚をはかり、社会教育の普及徹底と相まって、真に民主的な住民自治の実現を目ざす。

② 住 宅

住宅需要動向に対応して、施設の重点を1世帯1住宅から1人1室に進める。

中央部については、中高層住宅の建設により職住近接、土地の高度利用をはかり、周辺部については、住宅地の開発により良好な環境下における住宅建設を促進する。

③ 市内交通

増大する市内の交通混雑に対しては、市民の足を確保するため、市内交通機関のより効率的な大量輸送機関への移行をはかる。

市民生活の安全と利便の確保のため、生活道路の整備とあわせて、交通事故防止のための歩車道分離等交通安全施設の拡充整備に努める。

④ 公園緑地

全市にわたり公園緑地の適正配置と面積の拡大をはかる。

緑の保存と育成および豊かな水の保全と利用によって「森と水の都」の声価を高める。

⑤ 保健衛生

市民の健康を保持し明るい生活を確保するため、予防、相談、治療等の健康管理體系を充実強化するとともに市民組織等との緊密な協力により、市民の健康増進および保健思想の向上をはかる。

⑥ 清 掃

社会情勢の変化に対応し、合理的な計画により、廃棄物をすみやかに、かつ、衛生的に処理する。

⑦ 公 害

市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害基本法の主旨にのっとり、公害防止の諸施策を積極的に推進する。

⑧ 消費者行政

国県の施策に呼応し、消費生活の合理化を促進し消費者保護に努める。

イ 文教・福祉

すぐれた市民を育成するとともに恵まれない人々をまもるため、次の諸施策を実施して、文教、福祉の充実をはかる。

① 学校教育

明日をにやう健全な市民育成のため、教育環境の整備に努める。

義務教育および幼児教育については、人口分布の変動に即応して施設の規模および配置の適正化に努め、教育者の資質向上および施設内容の改善充実をはかる。

高等学校については、教育内容の多様化・高度化の要請に対応して施設の増設および充実をはかる。

大学および研究・調査機関の新設・拡充を促進して学術研究機能の充実をはかる。

② 社会教育

社会教育施設を充実強化し、生涯教育の徹底をはかる。

公民館・各種スポーツ施設等による社会教育諸活動をととして、市民の実生活に即した文化的教養を高め、体力を増進する。

③ 市民文化

本市のすぐれた自然と伝統によってつちかわれた文化をさらに育成強化する。

文化諸施設を整備し、開発と保存の調和をはかりつつ文化財の保護に努め、市民の文化活動をととして個性ある市民文化を醸成する。

④ 社会福祉

明るく健康な市民生活の確保を目ざして、児童福祉、老人福祉の充実をはかり、心身障害者、母子家庭および低所得者の更生援護の強化に努める。

このため、国・県・市および民間の緊密な連携、協力のもとに、保育所、老人ホームおよび更生施設等、福祉施設の整備をはかり、各種社会保障制度の拡充に努める。

ウ 産業経済

豊かな市民生活と本市の繁栄を目ざして産業経済の振興をはかるため、常に市民の福祉と経済社会の動向を考慮しつつ、本市の特性を生かし次の諸施策を講じる。

① 商 業

商業環境の整備、協業化・共同化の推進等近代化の諸施策を進める。すなわち、都心部および周辺部の適地に、それぞれ魅力ある商店街の形成をはかり、また、物的流通施設の整備を促進して広域流通機能を充実し、国内販路の拡張を促進するとともに海外貿易を振興する。

② 工 業

本市都市圏の臨海部および内陸部に工業団地の基盤整備をはかり、既存工業の近代化を促進し、あわせて関連産業を誘発して既存産業に相乗効果をもたらす非公害型の工業の育成・導入をはかり、本市産業の新しい活力としての発展を目指す。

③ 観 光

観光資源の保存、開発および創造を強力に推進して観光的利用をはかり、あわせて全市民のレクリエーションに活用し、観光諸施設の整備と新たな観光価値の再発見に努め、観光拠点都市としての機能を強化する。

④ 農林水産業

農業の生産性向上と農業者の所得増大を目途とし、農業関係基盤の整備をはかり、あわせて生産環境の保全に努め、都市近郊農業の特色を生かした、近代化された主産地形成を目指すとともに需要の動向に即応できる態勢づくりを推進する。

時代の要請に対応して生産性の高い水産業の振興をはかる。

⑤ 中小企業

本市産業の大半を占める中小企業については、激しい環境変化に対応できるよう高度化、近代化を進め、体質の改善と経営の安定化をはかる。

⑥ 労働力

優秀な労働力の集積・定着と、潜在労働力の活用をはかる諸施策を積極的に推進し、経営能力ならびに技術および技能の向上に努め、もって、本市の九州における経済の中核的地位を高める。

エ 都市基盤

充実した中枢管理機能、健康で文化的な市民生活および効率的な都市活動の基礎となる都市基盤の整備を目ざして次の施策を推進する。

① 市街地開発

快適かつ、能率的な都市の実現のため、市街地としての開発および既存市街地の再開発を行う。

すなわち周辺地域においては、土地区画整理事業を促進して良好な住居環境と効率的な産業施設の配置をはかり、都心部の過度の集中により機能の停滞している地域においては、関係者の力を結集した再開発により都市機能の充実強化をはかる。

② 交通運輸

九州の中枢都市としての管理機能を効率的に発揮するため、高速自動車道の建設、国道および主要地方道の改良ならびにバイパス建設を促進する。

増大する道路交通に対処し、かつ、上記幹線道路に連絡するため放射状および環状の都市計画道路ならびに主要市道を整備する。

その他、港湾、インターチェンジおよび空港等の重要都市施設間の連絡道路の整備を強力に推進する。

新港湾の建設を促進し、生産の向上と流通機能の充実をはかり、もって産業開発の起動力たらしめる。

鉄道については、九州新幹線の建設を促進するとともに、市街地部における高架化または立体交差

化を促進する。

現空港は、将来、国際空港として機能させるため施設の整備を促進する。

③ 上水道

上水道需要に対応して、常に良質、かつ、豊富な水を確保する。原水は地下水に求めることを基本とする。

④ 下水道

都市排水を計画的に処理するため、公共下水道、都市排水路を整備し、市民生活環境の向上および公共用水域の水質保全をはかる。

⑤ 防災

水害のおそれがない安心して住める街にするため、白川および諸河川の抜本的改修を促進するとともに、西山地域における小河川については、砂防対策を中心に災害防止対策の充実をはかる。

火災その他の災害に対しては、予防体制を確立するとともに消防施設や機動力を增強し、激増する救急業務に対しては救急体制の充実を促進する。

(5) 推進体制

ア 市民参加

広報、広聴活動の強力な推進により市民の創意と良識を結集し、もって、この構想の円滑な実現を期する。

イ 広域行政

住民の生活圏の広域化に対応しつつ、国の広域生活圏構想に基づき、関係市町村との協力および各自の特性に応じた機能分担の下に、地域の一体的発展のため広域行政の推進をはかる。

ウ 行財政運営

市民生活の向上および社会経済の発展にともない量的に増大し質的に多様化する行政需要に対処し、もって本構想を効率的に達成するため、本市行財政運営の近代化に努める。

(昭和46年7月15日議決)

6 広 報 ・ 広 聴

(1) 広 報

ア 広報広聴連絡業務

広報広聴委員会（部長）により、横の連絡に当たっている

委員会 20名 月1回開催

広報連絡委員（課長補佐）により、各課の事業、行事を週報、月報で情報の収集を行っている

委 員 105名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・14～16頁

1回の印刷部数 168,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・20頁（年13回）

1回の印刷部数 200部（郵送）

編集は熊本市視覚障害者福祉協会に委託（内容は市政だよりから抜すい）

「市民グラフ」

年3回発行・A4版・12頁

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

「目で見る市政」

2年に1回発行・B6版・26頁

1回の印刷部数 5,000部

施設めぐり参加者・各小中学校・各種会合に配布

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組（年間24回）

「わたしたちの時間」

RKK・TV 毎月第2土曜日午後1時45分から15分間

「おはようくまもと」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時00分から15分間

テレビ・スポット 「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時57分から20秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間の20秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から20秒（年52回）

毎週水曜日午前8時30分から20秒（年52回）

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供

RKKラジオ 毎週月曜日、モーニングダイヤル午前9時40分から120秒(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民の十分な理解を得るため、日刊紙の紙面を利用する

オ その他の広報

声の市政だより

毎月1日発行 90分巻 50本(年13回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目の不自由な方へ送付

時事ファックスニュース

関係課に回覧し、特に参考になるものは照会調査する

テレホンサービス

電話により市民ニュースのサービス(TEL56-6460)150秒以内、毎週水曜日内容入れ替え

市施設めぐり

年6回実施、汚水処理場、清掃工場、消防署など

1回100名程度、バス2台、一般市民から募集

行事予定表作成

月報(毎月20日作成)	}	報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 340部
週報(毎週金曜日作成)		

日報(毎日前日作成) 市政記者室、広報課に掲示

広報車等の利用

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関との連絡

市長の定例記者会見 毎月1回

局部長定例記者会見 毎月2回

報道機関(市政記者)に対する報道資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (11社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・日本経済・時事通信・共同通信

(2) 広 聴

ア 市民の声受付・処理状況

(昭和55年3月末日現在)

項 目		受 付 (A)						処 理 (B)					処理率 B/A
		中 央	東	南	西	北	計	完 結	今 後 検 討	で き な い	そ の 他	計	
1 企画広報	企 画		1				1				1	1	
	事 務 管 理		1			1	2	1		1		2	
	そ の 他		2	1			3	1	2			3	
	合 計		4	1		1	6	2	2	1	1	6	100
2 総務	職員の接遇、服務	6	2		1	1	10	5	1		1	7	
	市 有 財 産	2		1			3	3				3	
	税 務	1	3	1			5	4				4	
	そ の 他	4					4	2	1	1		4	
	合 計	13	5	2	1	1	22	14	2	1	1	18	82
3 市民	自 治 振 興	1	3	1			5	3	1		1	5	
	交 通 安 全 対 策	5	17	2	55	2	81	31	6	31	7	75	
	戸 籍 ・ 住 民 票	5	2			2	9	7		1		8	
	保 険 ・ 年 金	2	1		1		4	4				4	
	福 祉	4	3		3	1	11	7	3	1		11	
	保 護	3	3		3	1	10	7			1	8	
	防 犯 燈				1	1	2	1				1	
	そ の 他	3	2		2	1	8	5				5	
	合 計	23	31	3	65	8	130	65	10	33	9	117	90
4 衛生	公 害	5	5		3		13	7		1		8	
	河 川 汚 濁				1	1	2	1				1	
	悪 臭	9	28	6	11	4	58	32		1	4	37	
	騒 音	3	26	5	4	3	41	26	1	2		29	
	煤 煙	1	4		3		8	7				7	
	そ 族 ・ 昆 虫	4	10	6	8	8	36	29	1	2		32	
	野 犬	2	9	1	1	1	14	10				10	
	保 健 予 防	1	3		1	1	6	4	1	1		6	
	空 地 管 理	5	56	7	12	17	97	70			2	72	
	そ の 他	5	9	2	2		18	14	1		1	16	
	小 計	35	150	27	46	35	293	200	4	7	7	218	74
	ご み	1	13	5	2	1	22	19		1		20	
	収 集 も れ	1	3	1	1	1	7	6	1			7	
	不 法 投 棄	5	4		4	1	14	11		1		12	
	汲 取 り も れ	1	3			1	5	4		1		5	
	業 者		1			1	2	2				2	
	そ の 他	1	6	2	2	1	12	5	1	1		7	
	小 計	9	30	8	9	6	62	47	2	4		53	84
	合 計	44	180	35	55	41	355	247	6	11	7	271	76
5 経済	商 工	3	2		4		9	5	2		1	8	
	農 林	1	5		1		7	5				5	
	観 光	4					4	1			3	4	
	用 水 路	2		5	6		13	4	2	1	2	9	
	そ の 他		3	1	1	1	6	2				2	
	合 計	10	10	6	12	1	39	17	4	1	6	28	72
6 建設	舗 装 新 設	8	35	8	13	16	80	33	17	8	10	68	
	舗 装 修 理	23	38	8	22	18	109	83	2			85	
	砂 利 散 布		10	4	2	3	19	18				18	
	修 理	18	18	4	15	7	62	33	5	3	2	43	
	新 設 拡 幅		2		6		8		5	1		6	
	側 壁	1			2		3	3				3	
	河 川	1	5		2	1	9	4	1		1	6	
	橋 梁		1	1	3		5	2	1			3	
	交 通 安 全 施 設	12	24	5	9	3	53	27	5	3	10	45	
	市 道 認 定		6		1		7	2		1		3	
	境 界 灯	3	4	2	1		10	8			1	9	
	街 灯	1	2		4		49	3			5	8	
	工 事 に 付 随	8	16	5	7	4	40	32	3	1	3	39	
	小 計	75	161	37	129	52	454	248	39	17	32	336	74

区 分 項 目			受 付 (A)						処 理 (B)					処理率 B/A
			中央	東	南	西	北	計	完 結	今後 検討	でき ない	その他	計	
6	側溝	浚 渫	12	33	4	10	7	66	48	2	2	2	54	
		修 理	6	22	2	9	6	45	18	6	1	5	30	
		新 設	3	16	9	10	6	44	9	20	2	4	35	
		蓋	17	36	6	22	8	89	46	26	3	1	76	
		暗 渠	2	4	2	1	2	11	7	3			10	
		排水路	11	20	11	18	8	68	40	11	1	3	55	
		工事に付随	5	5	2	5	3	20	10	3		2	15	
		小 計	56	136	36	75	40	343	178	71	9	17	275	80
	水道	浚 渫	3	3	2	4	3	15	8				8	
		修 理	5	2	1	1		9	6	1		1	8	
		新 設			1		1	2		2			2	
		弁	6	5	1	2	2	16	13	1		1	15	
		受益者負担金		1		1	1	3	2	1			3	
		工事に付随	8	10		4		22	18	2		1	20	
		小 計	22	21	5	12	7	67	47	7		3	57	85
	都市開発	区画整理		4				4	2				2	
		公園・広場	11	18	2	5	4	40	19	6	3	7	35	
		緑地・緑化	3	3				6	5				5	
		土地開発			1			1	1				1	
		小 計	14	25	3	5	4	51	27	6	3	7	43	84
	建築	建築指導	12	12	2	6	3	35	20		1	4	25	
		市営住宅		5	1	4	4	14	8	1		3	12	
		日照権	2	1				3	1			1	2	
		小 計	14	18	3	10	7	52	29	1	1	8	39	75
	そ の 他		15	41	17	36	19	128	57	8	6	22	93	73
	合 計		196	402	101	267	129	1,095	586	36	132	89	843	77
	7 教 育		2	3	3	10	3	21	11	5	2	2	20	95
	8 交 通		4	4	4	7	1	20	5	3	7	4	19	95
	9 水 道		7	14	6	5	5	37	27	3	2	2	34	92
	10 消 防		1	4			1	6	5				5	83
	11 外 関 部 団 機 体	国	2	3	3	2	2	12	7	3		1	11	92
		県	11	13	8	17	1	50	22	9		10	41	82
		そ の 他	2	1			1	4	3				3	75
		合 計	15	17	11	19	4	66	32	12		11	55	83
	12 市 政 以 外		22	35	5	16	9	87	51		8	15	74	85
	総 計		337	709	177	457	204	1,884	1,062	179	102	147	1,490	79

(注) 完 結……………希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの
 今後検討する…可能性があり将来の計画で検討されるもの
 できない……………当分不可能なもの
 その他……………希望どおりではないが他の方法で説明できたもの

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受付					
累 計	1,129	323	343	89	1,884
百分比	59.9	17.2	18.2	4.7	100

内容	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
受付					
累 計	197	620	909	158	1,884
百分比	10.5	32.9	48.2	8.4	100

イ 特別相談

種 類	内 容	曜 日 ・ 時	担 当	主 な 相 談	相談件数
消費生活相談	㊸ 10:00~16:00	消 費 生 活 コンサルタント	買物についての相談・商品の品質・量目・値段・衛生	60	
税 務 相 談	㊸ 13:00~16:00	税 理 士 会 熊 本 県 支 部	所得税・譲渡所得税・相続税・贈与税など	141	
人 権 相 談	㊸ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・借地借家・金銭の貸借・離婚・扶養など	247	
法 律 相 談	㊸・㊸ 13:00~16:00	弁 護 士 会	話し合いや調停で解決できないもの、法律を必要とするもの、訴訟など	745	
登 記 相 談	㊸ 13:00~16:00	司 法 書 士 会 熊 本 支 部	相続・遺言・贈与・抵当権・質借権・土地建物など	276	
サ ラ 金 相 談 苦 情	㊸~㊸ 9:00~16:00	専 門 相 談 員	利息や保証人の問題、取り立てなど	305	
				計	1,774

(注) 相談コーナーは、市民相談課(花畑町庁舎1階)内でいずれも無料

水・金曜日の法律相談は当日の午前8時30分より電話(56-1111)で市民相談課に申し込み、先着8名限り(熊本市民のみ)

ウ 市政懇談会

婦人市政懇談会「第8回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和55年2月13日 午後零時30分~午後3時30分

会 場 鶴屋百貨店大ホール

議 題 「市電問題について」

「健康都市実現に関する具体的施策について」

「石油価格に関する行政指導について」

「社会教育会館の使用について」

「校区提出議題について」

参 加 者 婦人会々員約700名

市側から市長・助役・各局長が出席

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和54年度のモニター制度を実施した。

モニター数＝１００名、構成＝一般応募者と各種団体構成員

任期＝１年、報酬＝記念品

○ アンケート調査

第１回「ゴミの収集と減量について」

第２回「火の国まつりについて」

第３回「スポーツと運動公園について」

○ 現地視察広聴会

「ゴミ関連施設の視察と懇談会」

○ モニター会議 ２回

７ 事 務 改 善

(１) 経過と現況

本市の事務改善、能率向上は、昭和３０年代の初期における校区出張所の統廃合や、会計機等の導入による事務機械化をはじめとして、今日まで、税務事務、窓口事務、文書事務、給与事務など各分野で数多くの改善、能率化の施策が実践されてきた。

これらの中で、もっとも重要な意義を持ち、本市における事務近代化の基礎づくりとなる具体的成果としては、つぎの施策があげられる。

○ 電子計算センターへの委託による大量計算業務の機械化

○ 窓口事務の改善、一本化と、住民記録の統合整備

○ 文書管理の改善と、浄書印刷業務の集中処理

しかし、従来の事務改善は、どちらかといえば印鑑証明の間接証明方式の採用など部分的な事務作業面の改善合理化、対症療法的な現状打開策に終始しがちであり、全庁的視野に立って事務の機能を体系化し、総合的かつ、計画的に事務の管理改善の推進をはかる姿勢が不十分であった。

電算機の利用も民間委託という便宜の形態であり、定型的な大量計算事務の機械化にとどまっているなど多くの問題点が残されている。

一方、新しい市庁舎の建設についても、今後本市全体の行政運営の効率化という視点から事務の抜本的な改善による近代化をより一層積極的に推進する契機を迎えようとしている。

(2) 各種事務改善状況

ア 電子計算機による事務機械化状況

(昭和54年度)
(民間の電子計算センターへ委託処理)

部 課 名	業 務 名	処理開始	処理回数	委 託 料
総務部財政課	市債統計	昭43	年2回	306,470円
職員部給与課	職員給与	43	12	14,195,375
" 職員厚生課	職員健保料	44	2	390,700
税務部主税課	税収納消込	45	12	55,357,193
" "	収納明細COM	54	12	4,450,000
" "	法人市民税	54	12	8,800,000
" 市民税課	市(県)民税	41	1	32,369,344
" "	軽自動車税	43	1	5,390,340
" 資産税課	固定資産税	41	1	39,963,244
" 納税課	納税組合事務費等及び滞納整理	47	12	11,405,414
市民部国民年金課	国民年金	51	4	20,191,053
" 保険課	国民保険	42	12	43,812,900
福祉部社会課	児童手当	48	3	1,782,000
" "	医療券発行	51	12	4,629,960
" 保育課	保育措置費	50	12	6,482,600
衛生部総務課	栄養統計	52	1	(54年度は中止)
計画部区画整理課	換地地計算	52	1	(")
下水道部下水道管理課	受益者負担金	44	1	1,720,000
" "	水洗貸付金	51	12	4,980,000
" "	下水道使用料	42	12	6,927,000
水道局営業課	水道料金	42	12	50,363,000
交通局総務課	交通職員給与	44	12	25,110,000
会計室	財務会計	53	12	6,092,460
合計 15 課	21 業務			322,120,053

イ 窓口事務の改善と住民記録の統合整備状況

主 要 改 善 事 項	実施年月	主 要 改 善 事 項	実施年月
窓口環境の改善整備	昭41. 9 ～42. 2	その他の改善事項	
○庁舎改造模様替工事、冷暖房設備	(第1次)	○庁内窓口配置の合理化	昭41. 9
○オープンカウンター新設、来庁市民スペースの拡張	43. 7	(市民課窓口の東地区、西地区分割、市民相談課案内窓口、教委就学窓口、水道料金窓口等の集中開設、市金庫の移転等)	～42. 2
○庁内案内板の設置、窓口表示板の改善整備	～43.12 (第2次)		(第1次)
窓口事務の一本化		○市民相談課の新装開設と相談内容の充実強化	43. 7
○住民異動の届出手続の簡素化	42. 2	○戸籍、住民票等の証明書の電話による申込の受付	～43.12 (第2次)
○同届書、受付窓口の一本化	42.11	○市税等の公金収納窓口の拡充(収納代理金融機関48カ所を追加指定)	46.10
(住民、配給、選挙、国保、年金の異動手続)		○税・年金の口座振込制度の開始	47. 2
○証明書請求窓口、交付窓口の専門化	43.12	○戸籍・住民票謄抄本の認証に自動認証器を採用	47. 7
住民記録の統合管理		○印鑑証明の間接証明方式の採用	49. 4
○住民基本台帳の整備	43. 5	○市三税(市民税・資産税・軽自税)の収納台帳のCOM化とマイクロ	50. 3
(住民、配給、選挙、国保、年金等の資格に関する記録を統合)	～43.12	ードの導入	52.10
○戸籍、住民基本台帳等の保管用具の改善整備(ビジュアルレコーダ等)		○電話による証明予約に印鑑証明を追加	54. 6
窓口事務の処理方法の改善	42. 2	○東西証明交付窓口の統合	54. 7
○一部横割り流れ作業方式の採用	(第1次)		54.11
○連絡搬送機器の導入(ベルトコンベア、気送管、インターホーン等)	43.12		
○即刻処理業務と事後処理業務の分離、記録事務のタイプ化	(第2次)		

ウ 文書管理の改善と浄書印刷業務の集中化状況

主 要 改 善 事 項	実施年月	主 要 改 善 事 項	実施年月
文書集配の合理化	昭 3 8 1 0	浄書印刷の集中管理	
○ メールボーイ制度		○ 浄書室の設置、運営	4 3 . 1
本庁舎内各課との間の文書集配		乾式ジアゾ複写機 1 台	機械 保有 4.1 現有数)
○ メールカー制度	4 2 . 7	静電式複写機 1 台	
本庁舎と各出先機関との間の文書集配 (タクシー借上)		オフセット印刷機 2 台	
		同 製版機 1 台	
文書作成の標準化	3 8 . 7	和文タイプライター 4 台	タイプ集中化
○ 公用文に関する規程の制定		断 裁 機 1 台	
○ 公文書の種類と定義、書式、用字用語等の体系的な標準化 (文書規程との一体的運用)		(各課のタイプ浄書、複写、印刷等を集中処理)	4 4 . 4

8 職 員 研 修

(1) 研修の概況

(昭和54年度)

ア 研修受講人員

区 分	職 場 外 研 修				派 遣 研 修	合 計
	一般研修	専門研修	その他	計		
延 人 員	573	989	998	2,560	376	2,936

イ 一般研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 時 期	内 容
新 規 採 用 職 員 研 修	新 採 一般行政職	1	49	27	4月	公務員としての自覚と意識の確立を図らせ、職務遂行に必要な実務の基礎知識を習得させ、職場への適応力と市職員としての心構えを養成する 講師……主に部内講師
"	医療技術職 (看護婦等)	1	41	2	5	
保母職 新 規 採 用 職 員 研 修	新 採 保 母	2	17 8	6 8	9 3	
吏 員 研 修 (1)	主 技 事 師	4	135	5	6	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに市行政の現状と将来を認識する 講師……部内講師及び部外講師
女子職員研修	主 技 事 師	2	56	3	2	市行政の現状を認識し女子職員としてのあり方、心構えを再確認するとともに、職務遂行能力の向上を図る 講師……部内講師及び部外講師 委託先……九州創造性開発研究所
吏 員 研 修 (2)	主 技 事 師	2	72	5	7	中堅吏員としての市行政のあり方と今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う 講師……部内講師及び部外講師 委託先……組織能力開発センター
係 長 研 修 (1)	新任係長職	3	48	5	10	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る 講師……部内講師
係 長 研 修 (2)	係 長 職	1	31	3	2	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー養成をとおして習得する 委託先……参画経営研究所
課長補佐研修(1)	新任補佐職	1	34	3	7	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する 委託先……近代経営協会
課長補佐研修(2)	課長補佐職	1	23	3	11	課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する 講師……部内講師及び部外講師
課 長 研 修	課 長 職	2	48	3	7	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う 講師……部外講師
部 長 研 修	部 長 職	1	11	3	8	複雑多岐な地方行政の企画決定及び運営に直接携わる上級管理者として要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する 講師……部外講師

ウ 専門研修

研 修 名		対 象	回 数	人 員	日 数	実施時期	内 容
文書事務研修		全 職 員	3	7 6	3	7.9月	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う 講師……部内講師
接 遇 研 修		"	5	6 8	2	5. 6. 10	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えとともに、対応のあり方について習得する 講師……部内講師及び部外講師
法制執務研修		"	1	4 3 (半 日)	5 (半 日)	8	立法事務の原則及び技術を正しく理解するとともに、法の解釈及び運用能力の向上を図る 講師……熊大教授
電気技術研修		電 気 技 術 職	3	6	1	5. 8. 1	電気設備の保全管理について 委託研修
栄養士研修		栄 養 士	6	2 2 9	0.5	4 ～ 12	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ能率的に遂行する能力を養う 講師……熊大その他
保 育 所 研 修	集合研修	保 母	4	4 0 5	1～2	6. 2. 3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る 講師……部外講師
	派遣研修		18	8 5	2～6	6 ～ 1	
行政法研修		全 職 員	1	2 0	1 0 (半 日)	11～12	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う 講師……熊大教授
地方自治法研修		"	1	7	1 0 (半 日)	9～10	現実生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る 講師……部内講師
地方公務員法研修		"	1	2 1	5 (半 日)	5	地方公務員法の理念、性格および具体的内容を現行公務員制度の関連において理解する 講師……部内講師
民 法 研 修		"	1	2 9	1 0 (半 日)	1～2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う 講師……熊本商大講師

エ リーダー養成研修・その他の研修

研 修 名		対 象	回数	人 員	日数	実施時期	内 容
リ ー ダ ー 養 成 研 修	部内講師養成研修	部 内 講 師	1	18	2	9 月	部内講師に研修のあり方、学習指導の方法等 等習得させることにより職員研修の効果を をより高める 委託先……近代経営協会
	公研協方式 接遇指導者研修	"	1	3	5	12	委託先……公務研修協議会 「接遇研修指導者養成研修会」
	JST 指導者養成研修 (標準課程)	"	3	5	9	9. 11. 1	委託先……日本人事管理協会 「JST指導者養成課程」
	JST 指導者養成研修 (継続課程)	"	1	2	4	10	委託先……日本人事管理協会 「事例研究技法コース」
そ の 他 の 研 修	管理者講演会	管 理 者	1	150	0.5	1	テーマ……「日本経済のゆくえ」 講 師……経済評論家
	職 場 研 修	納税課、用地課 保 護 課 他	10	766	0.5 ～1	8. 9. 11 2. 3	市税の賦課制度、婦人と職業 人畜共通伝染病の発生状況、市民生活と法律等
	フ ァ ミ リ ー ト レ ニ ン グ	主税課、市民課 保険課、農林課	1	32	3	8	課（組織＝ファミリー）を一つの単位として 組織目標を合理的、能率的、計画的に達成 するための問題点の把握とその解決法を 追求する 委託先……組織能力開発センター
	通 信 教 育	全 職 員	1	10		7～12	教養コース、事務管理コースほか 実施校……産業能率短期大学 日本経営協会
	聴 講 生	"	1	7		4～3	委託先……熊本大学法文学部 講座名……行政法、憲法、民法、労働法
	研 究 生	"	1	5		4～3	委託先……熊本大学医学部、薬学部、理学 部

オ 派遣研修

研 修 名		場 所	人 員	期 間
研修所派遣研修	自治大学校（1部）	東 京 都	1	6ヵ月
	自治大学校（2部）	"	2	3ヵ月
	都 市 派 遣 研 修	岡山市、和歌山市ほか	30	4日
		山口市、萩市ほか	20	3日
		鹿 児 島 市	19	2日
		山口市、下関市	10	3日
特別派遣研修	熊 日 市 民 大 学 「 経 営 セ ミ ナ ー 」	熊 本 市	36	5月～3月
	熊 日 市 民 大 学 「 新 熊 本 の 歴 史 セ ミ ナ ー 」	"	99	7月～10月…15回 11月～3月…18回
各課研修	専 門 技 術 研 修	東 京 都 ほか	159	1日～38日
派遣研修	一 般 派 遣 研 修			

9 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭 55. 5. 29 登録者数)

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
1	1	碩 台 小 学 校	1,431	2,017	3,448
	2	信愛女学院幼稚園	891	1,408	2,299
	3	桜 山 中 学 校	2,932	2,626	5,558
	4	黒 髪 小 学 校	1,505	1,718	3,223
	5	市 立 高 校	1,465	1,901	3,366
	6	弓削出村公民館	954	1,081	2,035
	7	龍田中央公民館	3,060	3,392	6,452
	8	武蔵小学校	1,365	1,532	2,897
	9	楠 小 学 校	2,475	2,809	5,284
	10	麻生田小学校	2,620	2,986	5,606
	11	城北小学校	1,032	1,135	2,167
	12	八景水谷公民館	2,721	1,769	4,490
	13	清水小学校	2,221	2,618	4,839
	14	亀井公民館	1,319	1,500	2,819
	15	高平台小学校	2,537	2,901	5,438
	16	銀杏学園短期大学	993	1,146	2,139
	17	京陵中学校	1,258	1,642	2,900
	18	壺川小学校	1,922	2,558	4,480
	19	京町台保育園	1,006	1,302	2,308
	20	池田小学校	2,544	2,625	5,169
	21	一新幼稚園	954	1,460	2,414
	22	一新小学校	1,461	1,982	3,443
	23	横手保育園	895	1,137	2,032
	24	慶徳小学校	783	1,161	1,944
	25	熊本市役所	1,533	2,290	3,823
	26	白川小学校	1,254	1,727	2,981
	27	鎮西高校	1,106	1,435	2,541
	28	大江小学校	2,231	2,616	4,847
	29	九州学院	1,433	1,886	3,319
	30	託麻北小学校	1,449	1,550	2,999
	31	託麻東小学校	2,574	2,804	5,378
	32	託麻西小学校	3,499	3,750	7,249
	33	熊本県身体障害者福祉センター	963	1,056	2,019
	34	清水北老人憩の家	586	649	1,235
	35	上熊本老人憩の家	405	467	872
		小 計	57,377	66,636	124,013
2	41	五福小学校	908	1,253	2,161
	42	花園公民館	1,461	1,787	3,248
	43	花園小学校	2,643	2,949	5,592
	44	岳 林 寺	1,621	2,055	3,676
	45	城西小学校	2,755	3,280	6,035
	46	春日小学校	2,127	2,492	4,619
	47	春日保育園	868	1,176	2,044
	48	古町小学校	1,725	2,303	4,028
	49	三陽自動車学校	1,893	2,369	4,262
	50	白坪小学校	1,582	1,848	3,430
	51	池上小学校	1,805	2,033	3,838
	52	城山小学校	2,504	2,933	5,437
	53	松尾東公民館	356	426	782
	54	松尾西小学校	577	657	1,234

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	55	松尾北公民館	111	123	234
	56	小島小学校	1,064	1,252	2,316
	57	有明保育園	266	287	553
	58	中島中央公民館	703	834	1,537
	59	二番公民館	785	901	1,686
	60	城南中学校	1,709	2,709	4,418
	61	川尻公会堂	1,531	1,807	3,338
	62	力合小学校	1,978	2,205	4,183
	63	日吉小学校	2,517	2,811	5,328
	64	森下保育園	1,721	1,877	3,598
	65	江南中学校	1,722	2,145	3,867
	66	世安公民館	1,323	1,585	2,908
	67	本荘小学校	1,376	1,939	3,315
	68	春竹小学校	2,514	3,194	5,708
	69	事業内高等職業訓練校	1,664	1,950	3,614
	70	託麻中学校	1,612	1,836	3,448
	71	田迎小学校	2,071	2,269	4,340
	72	御幸小学校	2,089	2,354	4,443
	73	仁愛第二幼稚園	843	956	1,799
		小計	50,424	60,595	111,019
3	81	西原小学校	2,892	3,006	5,898
	82	西原公民館	1,027	1,154	2,181
	83	菊水学園	1,530	1,662	3,192
	84	託麻原小学校	2,999	3,329	6,328
	85	東水前寺公民館	2,123	2,588	4,711
	86	帶山中学校	1,638	1,775	3,413
	87	帶山公民館	2,502	2,948	5,450
	88	帶山校区第6町内公民館	1,377	1,545	2,922
	89	京塚公民館	1,292	1,527	2,819
	90	尾ノ上小学校	2,680	2,969	5,649
	91	尾ノ上校区第1町内公民館	2,842	2,917	5,759
	92	東町小学校	2,720	2,883	5,603
	93	桜木小学校	2,523	2,754	5,277
	94	秋津第2公民館	1,275	1,431	2,706
	95	東野中学校	1,654	1,858	3,512
	96	若葉小学校	2,249	2,620	4,869
	97	泉ヶ丘小学校	1,468	1,747	3,215
	98	泉ヶ丘公民館	1,552	1,949	3,501
	99	健軍小学校	1,831	1,846	3,677
	100	湖東中学校	2,007	2,359	4,366
	101	砂取小学校	2,378	3,079	5,457
	102	熊本ろうあ会館	888	1,113	2,001
	103	画図小学校	1,385	1,599	2,984
	104	江津湖団地第2集会所	1,772	2,026	3,798
	105	出水小学校	1,510	2,215	3,725
	106	覚法寺	1,214	1,555	2,769
	107	出水中学校	2,522	2,899	5,421
	108	白山小学校	2,884	3,362	6,246
	109	白山保育園	771	1,011	1,782
	110	月出小学校	1,361	1,471	2,832
		小計	56,866	65,197	122,063
合		計	164,667	192,428	357,095

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区分	昭38.4.30	昭42.4.28	昭46.4.25	昭50.4.27	昭54.4.22
有権者総数	226,440	249,685	301,864	318,169	340,548
投票者数	165,763	184,472	219,808	229,076	243,010
投票率(%)	73.20	73.88	72.82	72.00	71.36
立候補者数	96	99	89	68	64
定数	48	48	52	52	52
最高得票数	4,527	3,664	4,661	5,618	6,498
当選者最低得票数	1,734	1,916	2,438	2,700	3,206
立候補者最高年齢	69	73	66	68	80
" 最低年齢	25	29	26	27	30

総務

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第1	第2	第3	全体
熊本市長選挙(昭53.1.26)		41.83	40.57	40.79	41.08
熊本県知事選挙(昭54.2.4)		34.02	32.11	33.50	33.25
県議会議員一般選挙(昭54.4.8)		63.31	66.25	62.25	63.86
市議会議員一般選挙(昭54.4.22)		70.18	74.81	69.39	71.36
参議院議員補欠選挙(昭54.4.22)		67.82	73.08	66.94	69.15
衆議院議員総選挙(昭54.10.7)		69.55	69.89	69.42	69.61
衆議院議員総選挙(昭55.6.22)		74.95	74.22	74.86	74.69
参議院議員通常選挙(昭55.6.22)		74.88	74.14	74.78	74.62

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区分	自民	社会	公明	民社	共産	諸派	無所属	計
熊本市長選挙		総得票数	114177	—	—	—	—	25597	—	139774
		最高 "	114177	—	—	—	—	25597	—	—
		最低 "	114177	—	—	—	—	25597	—	—
		得票率%	81.69	—	—	—	—	18.31	—	100
		候補者数	1	—	—	—	—	1	—	2
熊本県知事選挙		総得票数	96077	—	—	—	—	18287	—	114364
		最高 "	96077	—	—	—	—	18287	—	—
		最低 "	96077	—	—	—	—	18287	—	—
		得票率%	84.01	—	—	—	—	15.99	—	100
		候補者数	1	—	—	—	—	1	—	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16		総得票数	101401	40273	33527	11150	11088	10800	9827	218066
		最高 "	13807	10808	11890	11150	11088	10800	9827	—
		最低 "	10217	10204	10638	11150	11088	10800	9827	—
		得票率%	46.50	18.47	15.38	5.11	5.08	4.95	4.51	100
		候補者数	9	4	3	1	1	1	1	20
市議会議員選挙 定数 52		総得票数	76558	45271	33437	4126	9630	5122	65960	240107
		最高 "	6498	4864	4265	4126	3849	5122	5843	—
		最低 "	3206	3546	3211	4126	3211	5122	3299	—
		得票率%	31.88	18.86	13.93	1.72	4.01	2.13	27.47	100
		候補者数	18	12	9	1	3	1	20	64
参議院議員補欠選挙 (地方区) 欠員 1		総得票数	121364	77341	—	—	28040	—	—	226745
		最高 "	121364	77341	—	—	28040	—	—	—
		最低 "	121364	77341	—	—	28040	—	—	—
		得票率%	53.52	34.11	—	—	12.37	—	—	100
		候補者数	1	1	—	—	1	—	—	3
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	56953	69664	39755	—	10188	1286	63872	241718
		最高 "	33844	42013	39755	—	10188	1286	45565	—
		最低 "	23109	27651	39755	—	10188	1286	555	—
		得票率%	23.56	28.82	16.45	—	4.22	0.53	26.42	100
		候補者数	2	2	1	—	1	1	3	10
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	122124	50800	47605	—	11511	1659	25591	259290
		最高 "	46926	50800	47605	—	11511	1659	25591	—
		最低 "	35096	50800	47605	—	11511	1659	25591	—
		得票率%	47.10	19.59	18.36	—	4.44	0.64	9.87	100
		候補者数	3	1	1	—	1	1	1	8
参議院議員通常選挙 (地方区) 定数 2		総得票数	140958	90889	—	—	15125	—	—	246972
		最高 "	76690	90889	—	—	15125	—	—	—
		最低 "	64268	90889	—	—	15125	—	—	—
		得票率%	57.08	36.80	—	—	6.12	—	—	100
		候補者数	2	1	—	—	1	—	—	4

(注) 県、市議選の最低得票数は当選者分を示す
国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載
按分による小数点以下の得票数は省略
熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくする会」
熊本県知事選挙における「諸派」は「熊本県をよくする会」
県議会議員選挙における「諸派」は「新自由クラブ」
市議会議員選挙における「諸派」は「生長の家政治連合」
衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」

10 友 好 都 市

都市名 桂林市（中華人民共和国）

提携年月日 昭和54年10月1日

目 的

友好都市とは、通常姉妹都市とも呼ばれているもので、地形、歴史、伝統等が類似している都市と都市との縁組で都市相互間の文化提携、文化交流、留学生交換、行事の招待など幅広い交流を行い、国際親善の実をあげることを目的としている。

提携までの経緯

熊本市は、かねてより中国の都市との友好都市締結を考慮していたが、昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣、同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行了。

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南面にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月・10月には街中がその香りで包まれると云われている。

桂林市の人口は、現在約37万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。面積は525平方キロメートル（熊本市の約1.3倍）で、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19℃と温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

親善交流状況

昭和55年1月14日から12日間にわたって、星子熊本市長を団長とする熊本市友好訪問団一行35名は、桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業についての具体的な話し合いを行い、一層の親交を深めた。

そして、交流事業の第一陣として、昭和55年5月1日から22日間韓乗文組長を代表とする桂林市考察組一行5名が来熊し、養鶏、農業、都市建設等について研修視察し多大の成果を収めた。

今後は、なお一層、経済、文化などの各分野にわたり協力と交流を促進し、日中両国民の子子孫孫にわたる友好発展につとめる。

11 名 誉 市 民

故徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

95歳で死去

故高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

73歳で死去

故細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

87歳で死去

故福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治6年1月生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

100歳で死去

故宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

97歳で死去

堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。

現在92歳

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受賞。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

現在94歳

中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受賞。県近代文化功労者。

現在80歳

12 財 政

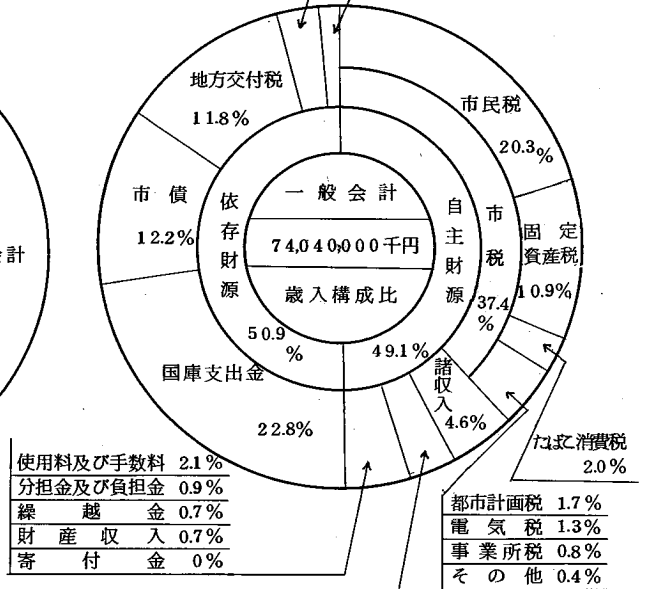
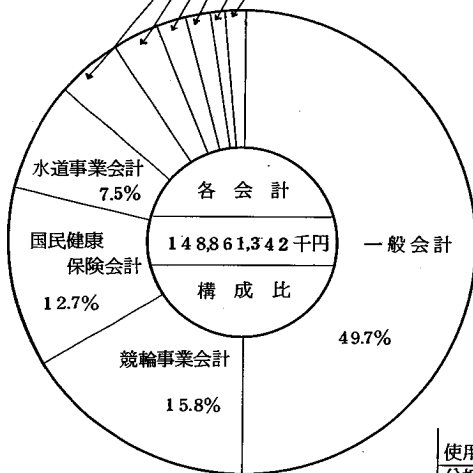
(1) 昭和55年度当初予算図表

流通業務団地造成事業会計	1.1%
産業振興資金会計	1.5%
市民病院会計	2.1%
交通事業会計	3.2%
公共下水道事業会計	4.9%

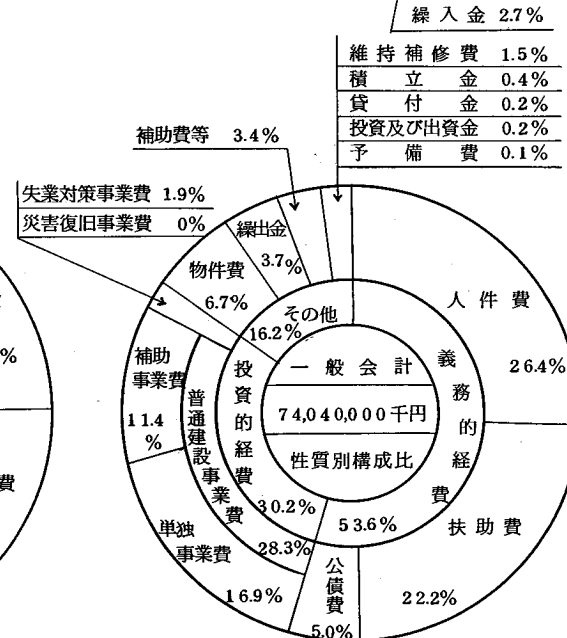
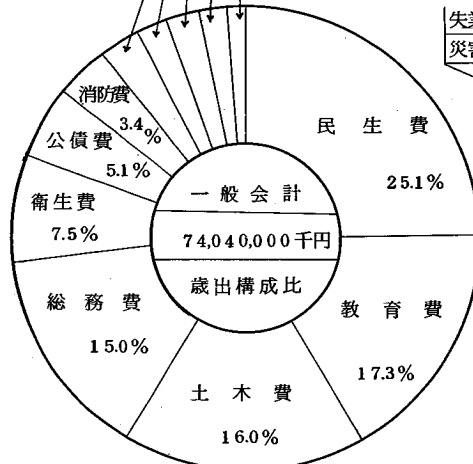
熊本城会計	0.3%
産院会計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
農業共済事業会計	0.2%
東部第一土地区画整理事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
都市開発資金会計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
老人居室整備資金貸付事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.1%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0%
復興土地区画整理清算会計	0%
住宅改修資金貸付事業会計	0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0%
東部第一土地区画整理清算会計	0%

県支出金 2.6%

地方譲与税	0.7%
自動車取得税交付金	0.6%
交通安全対策特別交付金	0.2%
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0%



労働費	1.9%
農林水産業費	2.2%
諸支出金	2.6%
商工費	3.0%
議会費	0.8%
予備費	0.1%
災害復旧費	0%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

年 度 会 計 別	55 年 度		54 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A) - (B) (B)
	当初予算(A)		当所予算(B)		現 計 予 算			
		%		%		%		%
一 般 会 計	74,040,000	47.9	67,430,000	50.2	81,694,138	54.1	6,610,000	9.8
特 別 会 計	55,440,685	37.3	51,742,350	38.5	52,841,971	35.0	3,698,335	7.1
国民健康保健会計	18,827,474	12.7	17,031,780	12.7	16,768,996	11.1	1,795,694	10.5
住宅改修資金貸付事業会計	34,904	0	34,923	0	22,149	0	△ 19	△ 0.1
障害者住宅整備資金貸付事業会計	25,570	0	24,133	0	24,133	0	1,437	6.0
老人居室整備資金貸付事業会計	77,947	0.1	71,999	0.1	59,919	0.1	5,948	8.3
交通災害共済事業会計	76,542	0.1	77,527	0.1	85,548	0.1	△ 985	△ 1.3
食肉センター会計	183,276	0.1	220,352	0.2	222,358	0.2	△ 37,076	△ 16.8
農業共済事業会計	286,654	0.2	308,888	0.2	263,895	0.2	△ 22,234	△ 7.2
産業振興資金会計	2,235,100	1.5	1,992,500	1.5	1,992,500	1.3	242,600	12.2
中小企業勤労者福祉共済事業会計	45,118	0	41,589	0	46,575	0.1	3,529	8.5
流通業務団地造成事業会計	1,553,211	1.1	1,549,660	1.1	29,708	0	3,551	0.2
競輪事業会計	23,460,833	15.8	22,250,802	16.5	24,667,439	16.3	1,210,031	5.4
熊本城会計	436,162	0.3	400,102	0.3	419,709	0.3	36,060	9.0
都市開発資金会計	172,749	0.1	156,792	0.1	156,792	0.1	15,957	10.2
東部第一土地区画整理事業会計	189,247	0.1	209,785	0.2	185,974	0.1	△ 20,538	△ 9.8
東部第一土地区画整理清算会計	132,15	0	48,226	0	48,226	0	△ 35,011	△ 72.6
復興土地区画整理清算会計	37,261	0	41,689	0	40,781	0	△ 4,428	△ 10.6
公共下水道事業会計	7,323,989	4.9	6,818,722	5.1	7,277,524	4.8	505,267	7.4
水洗便所改造資金貸付事業会計	350,491	0.2	370,125	0.3	336,240	0.2	△ 19,634	△ 5.3
住宅新築資金貸付事業会計	110,942	0.1	92,756	0.1	193,505	0.1	18,186	19.6
一般・特別会計合計	129,480,685	87.0	119,172,350	88.7	134,536,109	89.1	10,308,335	8.6
企 業 会 計	19,380,657	13.0	15,226,046	11.3	16,566,766	10.9	4,154,611	27.3
産 院 会 計	360,265	0.2	365,435	0.3	362,788	0.2	△ 5,170	△ 1.4
市民病院会計	3,078,270	2.1	2,578,146	1.9	2,944,096	1.9	500,124	19.4
水道事業会計	11,183,639	7.5	7,572,335	5.6	8,257,776	5.5	3,611,304	47.7
交通事業会計	4,758,483	3.2	4,710,130	3.5	5,002,106	3.3	48,353	1.0
総 計	148,861,342	100	134,398,396	100	151,102,875	100	14,462,946	10.8

総務

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 性質別	55年度当初予算						54年度当初予算					
	予算額		特定財源		一般財源		予算額		特定財源		一般財源	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 人件費	19,524,931	26.4%	1,590,414	5.1%	17,934,517	41.7%	18,334,043	27.2%	1,274,806	4.3%	17,059,237	44.9%
2 物件費	4,952,083	6.7%	927,256	3.0%	4,024,827	9.4%	4,526,413	6.7%	787,951	2.7%	3,738,462	9.8%
3 維持補修費	1,135,560	1.5%	162,934	0.5%	972,626	2.3%	1,037,813	1.5%	158,826	0.5%	878,987	2.3%
4 扶助費	16,422,213	22.2%	13,462,257	43.4%	2,959,956	6.9%	14,402,950	21.4%	11,852,862	40.3%	2,550,088	6.7%
5 補助費等	2,554,725	3.4%	262,673	0.9%	2,292,052	5.3%	2,144,794	3.2%	228,151	0.8%	1,916,643	5.0%
6 普通建設事業	20,925,355	28.3%	12,744,406	41.1%	8,180,949	19.0%	20,027,875	29.7%	13,470,657	45.8%	6,557,218	17.2%
補助事業	8,454,607	11.4%	7,445,655	24.0%	1,008,951	2.3%	9,758,951	14.5%	9,216,557	31.3%	542,394	1.4%
単独事業	12,470,748	16.9%	5,298,750	17.1%	7,171,998	16.7%	10,268,924	15.2%	4,254,100	14.5%	6,014,824	15.8%
7 災害復旧事業	15,444	0%	15,201	0%	243	0%	—	—	—	—	—	—
8 失対事業	1,426,851	1.9%	612,583	2.0%	814,268	1.9%	1,419,417	2.1%	585,262	2.0%	834,155	2.2%
9 公債費	3,728,187	5.0%	608,304	2.0%	3,119,883	7.2%	2,743,870	4.1%	588,998	2.0%	2,154,872	5.7%
10 積立金	279,370	0.4%	279,369	0.9%	1	0%	222,883	0.3%	196,883	0.7%	26,000	0.1%
11 投資及び出資金	128,878	0.2%	11,019	0%	117,859	0.3%	19,704	0%	—	—	19,704	0.1%
12 貸付金	163,350	0.2%	145,250	0.5%	18,100	0%	171,100	0.3%	159,695	0.6%	11,405	0%
13 繰出金	2,713,053	3.7%	200,384	0.6%	2,512,669	5.8%	2,309,138	3.4%	95,788	0.3%	2,213,350	5.8%
14 予備費	70,000	0.1%	—	—	70,000	0.2%	70,000	0.1%	—	—	70,000	0.2%
合計	74,040,000	100%	31,022,050	100%	43,017,950	100%	67,430,000	100%	29,399,879	100%	38,030,121	100%

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	51	52	53	54	55
1 市 税		18,582,514	22,861,043	25,282,185	28,206,060	27,664,389	35.2	35.9	33.7	34.5	37.4
2 地 方 譲 与 税		400,231	454,790	473,052	481,000	501,000	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7
3. 自動車取得税交付金		303,373	367,135	416,476	380,000	420,000	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		2,926	3,217	5,139	1,000	1,000	0	0	0	0	0
5. 地 方 交 付 税		7,814,989	7,627,352	9,012,065	9,886,172	8,700,000	14.8	12.0	12.0	12.1	11.8
6. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,192,121	1,638,561	1,843,351	1,633,665	1,500,000	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
7 分担金及び負担金		400,695	470,014	564,652	659,044	666,771	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9
8 使用料及び手数料		862,081	1,137,000	1,332,561	1,326,204	1,546,662	1.6	1.8	1.8	1.6	2.1
9 国 庫 支 出 金		12,352,314	14,745,215	17,524,020	19,718,393	16,901,053	23.4	23.2	23.4	24.1	22.8
10 県 支 出 金		1,632,359	1,821,134	2,059,249	2,344,949	1,946,832	3.1	2.9	2.7	2.9	2.6
11 財 産 収 入		715,899	489,110	863,464	862,713	513,487	1.4	0.8	1.2	1.1	0.7
12. 寄 付 金		4515	11,344	14,601	5,994	24,501	0	0	0	0	0
13. 繰 入 金		57,824	48,220	30,933	668,496	2,023,164	0.1	0.1	0	0.8	2.7
14. 繰 越 金		2,827,691	1,851,290	1,975,405	1,845,117	500,000	5.4	2.9	2.6	2.3	0.7
15. 諸 収 入		2,850,918	3,438,167	3,513,716	4,010,831	3,440,141	5.4	5.4	4.7	4.9	4.6
16. 市 債		3,790,600	8,136,800	11,766,600	11,134,800	9,041,000	7.2	12.8	15.7	13.6	12.2
合 計		52,718,141	63,625,687	75,018,469	81,694,138	74,040,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	51	52	53	54	55
1 議 会 費		489,010	530,724	562,949	590,921	606,874	1.0	0.9	0.8	0.7	0.8
2 総 務 費		6,861,681	8,144,977	10,208,581	12,880,048	11,108,163	13.5	13.2	14.1	15.8	15.0
3 民 生 費		12,337,486	14,351,824	17,004,772	19,174,839	18,572,344	24.3	23.3	23.5	23.5	25.1
4 衛 生 費		4,043,113	5,848,783	8,122,420	6,127,252	5,586,777	7.9	9.5	11.2	7.5	7.5
5 労 働 費		1,281,297	1,353,231	1,439,822	1,450,757	1,426,851	2.5	2.2	2.0	1.7	1.9
6 農 林 水 産 業 費		1,450,943	1,503,077	1,782,606	1,844,742	1,593,685	2.9	2.4	2.5	2.2	2.2
7 商 工 費		884,792	960,142	1,658,690	2,179,693	2,251,123	1.7	1.5	2.3	2.6	3.0
8 土 木 費		8,971,966	10,659,163	11,092,918	14,861,603	11,842,934	17.6	17.3	15.3	18.2	16.0
9 消 防 費		1,911,310	2,325,454	2,549,322	2,685,131	2,537,478	3.8	3.8	3.5	3.3	3.4
10 教 育 費		8,133,909	11,032,615	12,714,276	13,399,005	12,780,575	16.0	17.9	17.4	16.4	17.3
11 災 害 復 旧 費		108,227	125,269	33,213	79,556	14,930	0.2	0.2	0.1	0.1	0
12. 公 債 費		1,535,574	1,859,463	2,458,770	3,488,972	3,737,798	3.0	3.0	3.4	4.3	5.1
13. 諸 支 出 金		2,857,543	2,955,560	2,809,500	2,901,619	1,910,468	5.6	4.8	3.9	3.6	2.6
14. 予 備 費		0	0	0	70,000	70,000	—	—	—	0.1	0.1
合 計		50,866,851	61,650,282	72,437,839	81,694,138	74,040,000	100	100	100	100	100

(注) 54年度は決算見込額、55年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標（普通会計ベース）

（単位 千円）

年 度 区 分	4 9	伸 び 率 %	指 数	5 0	伸 び 率 %	指 数	5 1	伸 び 率 %	指 数	5 2	伸 び 率 %	指 数	5 3	伸 び 率 %	指 数
基準財政需要額	15,331,062	36.8	100	16,809,778	9.6	110	20,141,222	19.8	131	22,841,589	13.4	149	26,691,478	16.9	174
基準財政収入額	8,995,233	35.8	100	10,816,801	20.3	120	12,428,172	14.9	138	15,445,516	24.3	172	18,077,659	17.0	201
標準税収入額	11,928,664	35.6	160	14,360,268	20.4	120	16,441,660	14.5	138	20,454,508	24.4	171	23,947,050	17.1	201
標準財政規模	18,469,510	36.4	160	20,639,223	11.7	112	24,029,275	16.4	130	27,809,325	15.7	151	32,611,700	17.3	177
財政力指数	0.59			0.61			0.62			0.65			0.65		
実質収支比率(%)	13.6			8.7			6.2			5.5			5.9		
公債費比率(%)	5.0			5.4			5.6			5.3			6.1		

13 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 限			
市 民 税	個 人	均 等 割	1.5 0 0 円	1 期 6 / 1 ~ 6 / 3 0 2 期 8 / 1 ~ 8 / 3 1 3 期 1 0 / 1 ~ 1 0 / 3 1 4 期 1 / 1 ~ 1 / 3 1 ○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日			
		所 得 割	課税所得金額		税 率		
			3 0万円以下		2%		
			3 0万円 超		3%		
			4 5万円 "		4%		
			7 0万円 "		5%		
			1 0 0万円 "		6%		
			1 3 0万円 "		7%		
			2 3 0万円 "		8%		
			3 7 0万円 "		9%		
			5 7 0万円 "		1 0%		
		9 5 0万円 "	1 1%				
		1,9 0 0万円 "	1 2%				
		2,9 0 0万円 "	1 3%				
	4,9 0 0万円 "	1 4%					
	法 人	均 等 割	1 資本の金額又は出資金額が5 0 億円を超える法人で熊本市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数が1 0 0 人を超えるもの 年額 1,000,000 円	○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日			
			2 資本の金額又は出資金額が1 0 億円を超え5 0 億円以下である法人で従業員数の合計数が1 0 0 人を超えるもの 年額 560,000 円				
			3 資本の金額又は出資金額が1 0 億円を超える法人で、従業員数の合計数が1 0 0 人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1 億円を超え10 億円以下である法人で従業員数の合計数が1 0 0 人を超えるもの 年額 134,000 円				
			4 資本の金額又は出資金額が1 億円を超え1 0 億円以下である法人で従業員数の合計数が1 0 0 人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1 千万円を超え1 億円以下である法人 年額 40,000 円				
			5 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 13,000 円				
		法人税割	1 4.5 1 0 0				
		県 民 税	個 人		均 等 割	5 0 0 円	市民税と同じ
					所 得 割	課税所得金額 税 率 1 5 0万円以下 2 % 1 5 0万円 超 4 %	
		固 定 資 産 税			1.4 1 0 0	1 期 4 / 1 ~ 4 / 3 0 2 期 7 / 1 ~ 7 / 3 1 3 期 9 / 1 ~ 9 / 3 0 4 期 1 2 / 1 ~ 1 2 / 3 1	
		都 市 計 画 税			0.2 1 0 0	固定資産税と同じ	
軽 自 動 車 税			1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 5 0 c c 以下 7 0 0 円 (イ) " 9 0 c c " 1,100 円 (ウ) " 1 2 5 c c " 1,450 円 2 軽自動車 (ア)二輪のもの(側車付を含む) 2,200 円 (イ)三輪のもの(2,000 円) 2,850 円				

総務

(2) 納税義務者の推移

税 目			年 度	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均等割のみ	15,596	7,341	6,740	5,884	6,345
		所得割のみ	4,888	5,865	6,964	8,033	9,283	
		完全納税者	21,171	24,339	28,222	32,635	36,010	
		計	41,655	37,545	41,926	46,552	51,638	
		特 別 徴 収	均等割のみ	9,462	4,670	3,368	2,309	2,045
	所得割のみ	11,738	12,822	14,096	16,815	15,511		
	完全納税者	93,490	96,887	98,511	99,165	102,999		
	計	114,690	114,379	115,975	118,289	120,555		
	小 計		156,345	151,924	157,901	164,841	172,193	
	法 人 調 定 件 数	13,006	13,648	14,660	14,793	15,300		
固 定 税	土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産	93,937 (1,997)	96,480 (2,105)	102,699 (2,188)	106,746 (2,283)	110,520 (2,325)		
	小 計	93,937	96,480	102,699	106,746	110,520		
軽 自 動 車 税			70,852	69,761	69,359	73,748	76,780	
合 計			334,140	331,813	344,619	360,128	374,793	
対 前 年	増 加 数		△ 1,412	△ 2,327	12,806	15,509	14,665	
	伸 長 率 (%)		99.6	99.3	104	105	104	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			5 3			5 4		
			調 定 額	収 入 額	収入率(%)	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	3,052,992	2,950,547	96.6	3,719,847	3,586,454	96.4
		特 別 徴 収	6,556,582	6,533,954	99.7	7,470,831	7,442,586	99.6
		計	9,609,574	9,484,501	98.7	11,190,678	11,029,040	98.6
	法 人 分		4,191,524	3,640,856	86.9	4,335,039	4,285,773	98.9
固 定 資 産 税	小 計		13,801,098	13,125,357	95.1	15,525,717	15,314,813	98.6
	固定資産	土地家屋償却資産	6,964,764	6,881,066	98.8	7,907,912	7,813,236	98.8
	交 付 金 ・ 納 付 金		336,919	336,919	100	375,665	375,665	100
	小 計		7,301,683	7,217,985	98.9	8,283,577	8,188,901	98.9
	軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車		33,986	33,226	97.8	39,720	39,168
軽 自 動 車		127,953	127,041	99.3	134,079	132,215	98.6	
二 輪 小 型 車		4,235	4,135	97.6	5,058	4,988	98.6	
小 計		166,174	164,402	98.9	178,857	176,371	98.6	
た ば こ 消 費 税			1,680,204	1,680,204	100	1,752,723	1,752,723	100
電 気 税			888,540	888,540	100	978,862	978,862	100
ガ ス 税			38,679	38,679	100	42,371	42,371	100
木 材 引 取 税			111	111	100	116	116	100
特 別 土 地 保 有 税			77,932	77,169	99.0	141,861	141,619	99.8
商 品 券 発 行 税			46,673	46,673	100	51,676	51,676	100
事 業 所 税			653,147	649,400	99.4	704,591	700,484	99.4
都 市 計 画 税			1,180,045	1,165,863	98.8	1,343,311	1,327,190	98.8
旧 法 税 収 入			4	0	0	2	0	0
合 計			25,834,286	25,054,383	97.0	29,003,662	28,675,126	98.9
滞 納 繰 越 分			1,340,322	227,802	17.0	1,875,321	321,661	17.2
総 計			27,174,608	25,282,185	93.0	30,878,983	28,996,787	93.9

(注) 54年度分は決算見込額

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合数	組 合 員 数	税 目	調 定 額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 $\frac{B}{A}$	事務費 交付金 (C)	割合 $\frac{C}{A}$	事 務 費 交 付 基 準
					件 数	金 額 (B)				
50	990	58,000	市 民 税	1,668,061	34,248	323,906	19.4	47,965	0.7	納期内に完納 した市税の
			固定資産税	5,399,905	158,033	1,344,086	24.9			
			軽自動車税	146,193	13,714	24,200	16.6			
			計	7,214,159	205,995	1,692,192	23.5			
51	950	54,000	市 民 税	2,194,617	33,009	382,937	17.4	54,706	0.6	100分の3 (最高3,000 円)と、 領収書1枚に つき10円
			固定資産税	6,399,055	159,290	1,495,179	23.4			
			軽自動車税	178,663	13,867	30,929	17.3			
			計	8,772,335	206,166	1,909,045	21.8			
52	925	52,100	市 民 税	2,514,629	33,520	400,860	15.9	60,714	0.6	均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	7,488,255	164,573	1,753,958	23.4			
			軽自動車税	167,665	11,209	23,810	14.2			
			計	10,170,549	209,302	2,178,628	21.4			
53	871	45,900	市 民 税	3,052,992	34,196	441,405	14.4	61,319	0.5	
			固定資産税	8,144,809	149,048	1,897,795	23.3			
			軽自動車税	166,174	8,605	18,463	11.1			
			計	11,363,975	191,849	2,357,663	20.7			
54	850	45,300	市 民 税	3,719,847	35,298	377,070	10.1	64,879	0.5	
			固定資産税	9,251,223	136,541	2,234,708	24.2			
			軽自動車税	178,857	9,382	20,947	11.7			
			計	13,149,927	181,221	2,632,725	20.0			

(注) ○調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

○54年度は決算見込額

14 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設 立 年 月 日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事 業

- 市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
- 道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
- 駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分
- 前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業

役 員

理 事 長 助 役 理 事 市民局長 経済局長 衛生局長 建設局長

(昭 55. 4. 1現在) 副理事長 助 役 建設局参事 教育長 企画広報部長

常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役

役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）

資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年9分以内（2年据置を含め10カ年以内の半年賦及び年賦償還）

事 業 実 績

区分	事 業 名	執 行 額		備 考
		面 積 ㎡	金 額 円	
昭和五十三年 度 事 業	教 育 施 設	3,129.135	82,502,242	秋津小学校拡張用地、龍田小学校拡張用地
	福 祉 施 設	863.39	22,206,390	小島保育園拡張用地
	清 掃 施 設	2,237	120,908,000	衛生試験所用地ほか
	公 園 施 設	7,054.26	233,571,906	上宅地公園用地ほか
	街 路 施 設	14,514.561	613,579,902	都市計画道路3・3・14号 （野口～清水線）用地ほか
	土 木 施 設	2,376.69	32,241,333	市道（花園6丁目～7丁目）新設用地ほか
	「公有地拡大法」 関 連 施 設	3,201.95	149,929,962	熊本市南部第1土地区画整理事業（仮称）用地ほか
	その他公共施設	3,618.36	1,901,130,116	託麻市民センター用地ほか
合 計		36,995.346	3,156,069,851	

15 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 4,230,715千円(昭55. 3. 31現在)

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。(貸付利率 年6分5毛)

16 新庁舎建設

(1) 設計の基本的な考え方

昭和70年、人口70万人を目標とする。

緑と水にかがやく明るい福祉都市、風格ある文教都市、活力にみちた中枢管理都市(熊本市基本構想より)としての発展をめざす県都熊本市のシンボルとして、健全な市政を表徴し、市民に親しまれる外観と機能を持ち、近代的都市美と調和のとれたものとする。

新庁舎は、次の内容を基本的に具備する総合庁舎として構想する。

ア 住民サービスの徹底(特に窓口事務の改善)を図るとともに、市民に親しみやすく便利で安全な庁舎をめざし、職員にとって明るく働きやすい庁舎とする。

イ 効率的な行政運営と、将来の都市発展に対応できる機能的な庁舎とする。

ウ 熊本市将来の都市像にふさわしい、格調ある庁舎とする。

(2) 建物の概要

敷地面積 10,377㎡

建築面積 5,494㎡

延面積 38,362㎡

構 造 高層棟部分 鉄骨造 地下2階、地上15階

低層棟部分 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階

工事計画 昭和54年4月中旬より既存の建物の解体を始め、順次新築工事に移行しながら工事を進め、昭和56年秋に完成の予定。

設 計 (株)山下設計

設計委託料 104,800千円

工 事 費 総工費 82億円(予定)

本体工事 4,800,000千円

施工業者 …… 第一建設(株) 大成建設(株) 清水建設(株) 大林組(株)
(株)建吉組 (株)岩永組 (株)増永組

電気設備工事 900,000千円

空調設備工事 945,900千円

給排水衛生設備工事 305,000千円

昇降機設備工事 413,000千円